

# 経営管理権集積計画策定後の事務Ⅱ

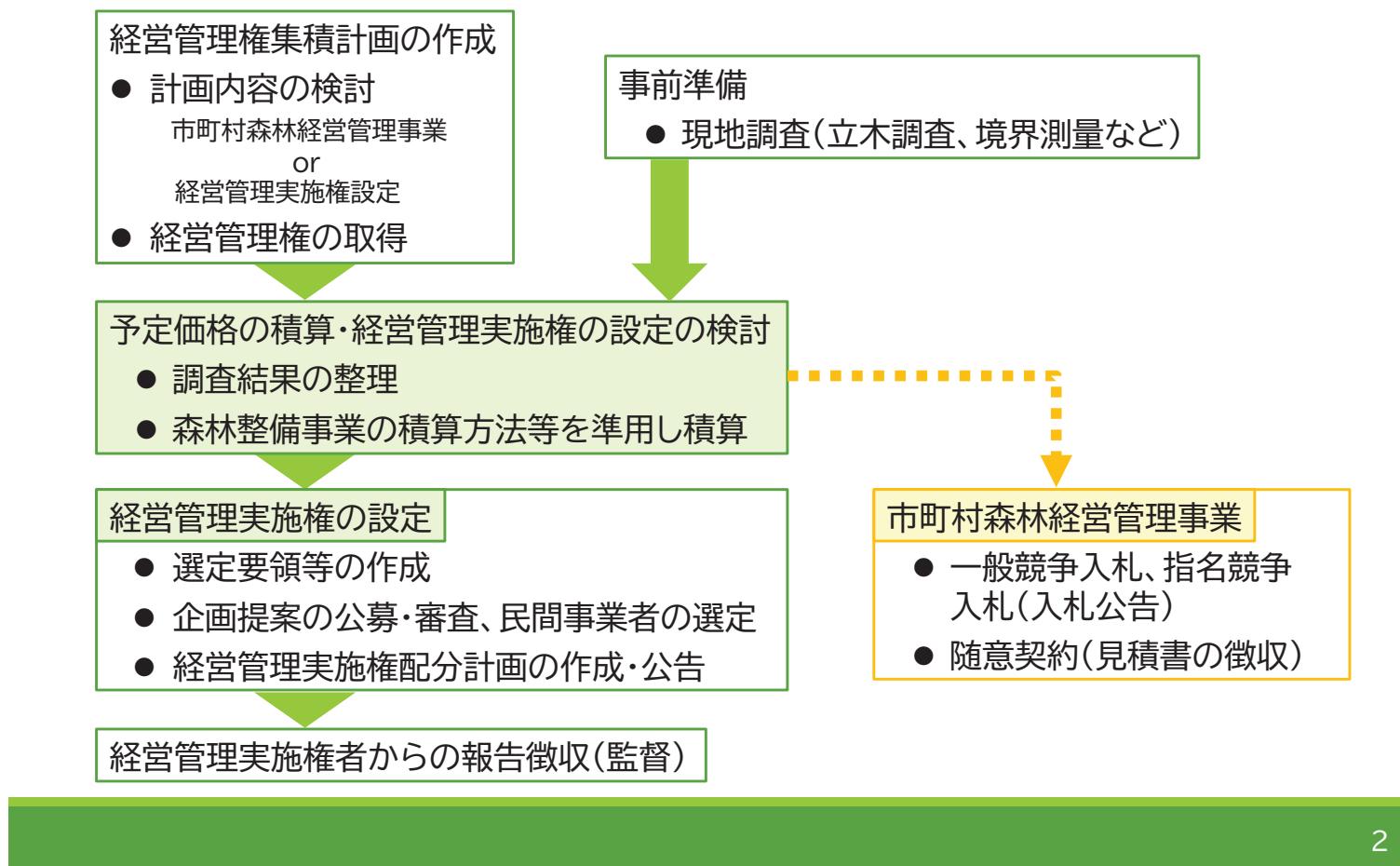
～ 経営管理実施権配分計画の策定等 ～

林野庁 森林利用課 森林集積推進室  
令和5年4月

## 目次

1. 経営管理権集積計画策定後の流れ
2. 経営管理実施権の設定までの流れ
3. 企画提案の留意事項
4. よくある問い合わせ
5. 報告徴収(監督業務)
6. 会計処理に関する指導
7. 山林所得の計算方法

# 1. 経営管理権集積計画策定後の流れ



2

## 2. 経営管理実施権の設定までの流れ①

事務の手引4-3  
4-4

### ●森林経営管理法

第36条

1~2(略)

- 3 市町村は、経営管理実施権配分計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、経営管理実施権を設定する民間事業者を都道府県により公表されている民間事業者の中から、**公正な方法により選定する**ものとする。
- 4 都道府県及び市町村は、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公募及び公表並びに経営管理実施権の設定を行う民間事業者の選定に当たっては、これらの**過程の透明化を図るよう努める**ものとする。

### ●森林経営管理法施行規則(省令)

第33条 市町村は、公正な方法により民間事業者を選定するときには、都道府県により公表されている民間事業者に対し、経営管理実施権配分計画に定める事項について**提案を求める**ものとする。

- 2 市町村は、その提案を**適切に審査し、及び評価する**ものとする。
- 3 市町村は、公正な方法により提案を求めるに当たっては、あらかじめ**その旨及びその評価の方法を公表する**とともに、その評価の後にその**結果を公表してする**ものとする。

審査基準の公表



企画提案の募集



適切な審査・評価



結果の公表

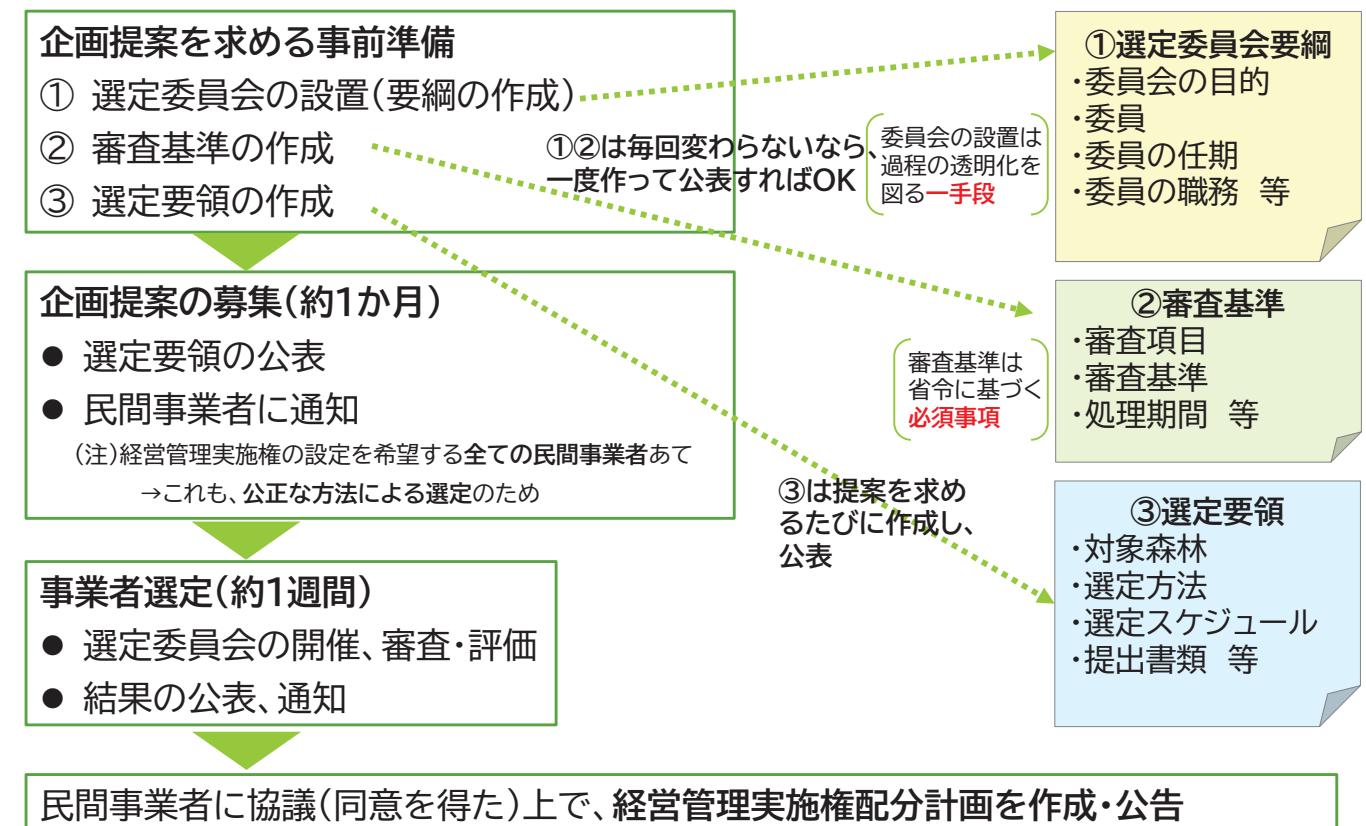
### Point

この**4ステップ**が担保されることで、選定の過程が透明化され、公正な方法で選定したと言える。

3

## 2. 経営管理実施権の設定までの流れ②

事務の手引4-3  
4-4



4

## 3. 企画提案の留意事項(和歌山県の例)

市町村は、都道府県が公表している民間事業者の中から当該市町村内で経営管理実施権の設定を希望している全員に対して公募する必要があります。

### 【例】那賀区域の市町村の場合

- ・竹上木材株式会社
- ・和海紀森林組合
- ・木原造林株式会社勝浦事業所
- ・株式会社上市屋銘木店

那賀区域を希望する4事業体に公募。

### 【公募の際に送付する資料】

- ・企画提案を求める通知
- ・選定要領
- ・その他参考となるもの(対象箇所の図面等)

[集積計画をHPに公告していない場合は、集積計画本文も送付]

別記第1号様式 和歌山県意欲と能力のある林業経営者 選定・登録リスト				
事業体名	所在地	希望区域	登録期間	備考
竹上木材株式会社	有田郡有田川町 鷹来478-1	海草・那賀・伊都・有田	R6.3.31まで	
西牟婁森林組合	田辺市船川 597番地の101	西牟婁	R6.3.31まで	
紀中森林組合	日高郡日高川町 寒川223番地	日高	R6.3.31まで	
清水森林組合	有田郡有田川町 清水401番地3	有田	R6.3.31まで	
大辺路森林組合	西牟婁郡日高町 日置980-1	西牟婁	R6.3.31まで	
マルカ林業株式会社	有田郡有田川町 清水1913	有田	R6.3.31まで	
和海紀森林組合	紀の川市曾我川町 和戸327番地1	海草・那賀	R6.3.31まで	
龍神村森林組合	田辺市龍神村 東401番地	西牟婁	R6.3.31まで	
中辺路森林組合	田辺市中辺路町 川合1434-1	西牟婁	R6.3.31まで	
本宮町森林組合	田辺市本宮町 切堀338番地	西牟婁	R6.3.31まで	
住友林業株式会社資源環境本部 山林部大眾事業室	大阪府大阪市北区 北之島3-3-2	有田・日高・西牟婁	R6.3.31まで	
北山村森林組合	東牟婁郡北山村 大沼208	東牟婁	R6.3.31まで	
熊野川町森林組合	新宮市熊野川町 日足330番地	東牟婁	R6.3.31まで	
山共林業株式会社	田辺市新庄町 2015	西牟婁	R6.3.31まで	
株式会社奥平林業	田辺市東山 2丁目18番15号	日高・西牟婁	R6.3.31まで	
福山林業	西牟婁郡すまみ町 原見2841-1	西牟婁	R6.3.31まで	
木原造林株式会社 勝浦事業所	東牟婁郡那智勝浦町 勝日2丁目164	紀内・内	R6.3.31まで	
株式会社山一本材	新宮市新町 2丁目4番地の5	西牟婁・東牟婁	R6.3.31まで	
南紀森林組合	東牟婁郡古座川町 利押26番地	東牟婁	R6.3.31まで	
株式会社上市屋銘木店	西牟婁郡すまみ町 原見2547-3	紀内・内	R6.3.31まで	

5

# 【事例①】企画提案に向けた工夫点

## □ 企画提案の留意事項 | 愛知県岡崎市

見積時の経費と実際にかかった経費に差が生じた場合の収益の取り扱いや所有者還元への考え方などを事前に提示することで、企画提案書がより正確に、選考もより公平になるよう工夫

●企画提案書提出時の留意事項●

④企画提案書提出時に添付された見積りは次の通り取り扱う。(実際の経費が見積り以上かければ事業者が負担することとし、実際の経費が見積りよりも安くあがった場合は森林所有者への還元へ上乗せされる。)

\*森林所有者への還元額(見積り) ★ 販売額・・・実際であった金額  
補助金・・・事業専用できるものを従来通り申請  
(森林補助 or 災害川水源基金などの補助金)  
経費・・・企画提案書提出時の負担もり

	例 1	例 2	例 3	例 4
販売収益額(予定) (実際)	10万 10万	10万 7万	10万 10万	10万 7万
補助金 (予定) (実際)	2万 1万	1万 1万	2万 2万	1万 1万
経費 (見積り) (実際)	9万 10万	9万 9万	9万 7万	9万 7万
■ 見積り額(万円)				
森林所有者へ還元 (予定) (実際)	10-(9-2)=3 3万 2万	10-(9-1)=2 2万 なし	10-(9-2)=3 3万 5万	10-(9-1)=2 2万 1万
■ 実際額(万円)				

●例 1  
経費が見積りよりも多くかった場合で、事業者が負担することになる。補助金の額が下がった分は還元額がかかる。  
●例 2  
予定している額で販売収益が得られなかった場合で、収益が経費を下回る場合は予定通りの経費で算まっています。その不足分は事業者の負担とするが、森林所有者への還元は免除する。(当然に、実際の経費が見積りを超えている場合も同様である。)  
●例 3  
経費が見積りよりも少なかった場合、差額は森林所有者へ還元される。

## □ 現地説明会の開催 | 山形県最上町

企画提案に先立ち、提案書作成の際の注意事項の伝達と現地視察を行う説明会を実施し、公募に手を挙げる場合は出席を義務付け



## 4. よくある問い合わせ①(選定委員会、審査基準)

### ● 選定委員会の設置は義務ですか。

→ 義務ではありません。  
民間事業者の選定の過程を透明化し、公正な方法により選定する必要があることを踏まえ、「事務の手引」では、標準的な方法として選定委員会の設置を位置付けています。このため、設置しない場合であっても、過程の透明化等を担保する相応の仕組みを検討する必要があります。

### ● 委員は誰が適任ですか。所属や役職の決まりはありますか。

→ 決まりはありません。市町村にあっても、担当課長あるいはそれ以上の役職を充てる例もあります。選定過程の透明化等を考えれば、民間事業者の利害関係者を除いた上で、県(出先機関・公社)や国(森林管理局・署)、森林総合監理士などを充てることも考えられます。役職は、既存の連絡会・協議会などを参考にすることも一案です。

### ● 事務の手引の審査基準に独自に項目を加えてもいいですか。

→ 問題ありません。地域に最適な民間事業者が選定されるよう工夫をお願いします。

## 【事例②】選定委員会の設置

□ 委員への就任依頼文書 | 山形県最上町

町・県・国の職員計6名で構成されており、町職員については、林務部局の担当職員に限らず、関係課の職員も加えるなど、多様な視点からの意見を取り入れるよう工夫

第一号  
令和2年3月25日

□ 委員の選定 | 愛媛県久万高原町

森林所有者の目線から企画提案の内容をどのように評価するかといった視点を取り入れるため、所有山林を自己管理している者(集積計画対象の森林所有者とは異なる者)を委員として選定

別記様式第14号(経営管理実施権の認定を受ける民間事業者の選定委員会要綱)	
経営管理実施権の認定を受ける民間事業者の選定委員会要綱	
(設置)	
第1条 森林経営管理法第24条第3項の規定による経営管理実施権の認定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うこととともに選定過程の透明化を図るため、経営管理実施権の認定を受ける民間事業者の選定委員会(以下「委員会」といふ。)を置く。	
(事務事項)	
第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。	
(1) 民間事業者の出向事業者の審査及び民間事業者の選定に関すること。	
(2) 審査に必要な事項に関すること。	
(委員)	
第3条 委員会の委員は、環境県立久万高原森林林業課長、愛媛県林業研究センター長、久万高原林業振興課長及び中中山岳流域林業活性化センター会長が指名する林業所有者の代表者とする。なお、林業所有者の代表は別表の者とする。	
(委員の任期)	
第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。	
2. 委員に前項に定めた場合には、補欠の委員を選任できるものとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。	
(委員会及び委員会要綱)	
第5条 委員会に委所有者の代表をもつて構成する。	
2. 委員会は、会務を司る。	
3. 副委員会は委員会(会議)。	
第6条 委員会は、	
2. 委員会は、委員会の運営は出典(会員外の会員)の部)。	
3. 委員会は、委員会の運営は出典(会員外の会員)の部)。	
第7条 委員会は、	
(会議)	
第8条 委員会の運営は、(その他)	
第9条 この要綱に定めるものほか、委員会の運営等に必要な事項は、委員会が委員会に諮って定める。	
附 則	
この要綱は、 年 月 日から施行する。(平成21年)	

### 【事例③】選定委員会の開催

□ 選定委員会開催資料 | 山形県最上町

1つの企画提案に際し、前後2回集まることとしており、企画提案の実施前は策定した集積計画について情報共有を行い、企画提案を締め切った後、現地説明会の開催状況なども添えつつ、企画提案書を基に選定委員会で審査

## 【事例④】審査基準の設定

### □ 独自基準の設定 | 山形県最上町

林野庁「事務の手引」の審査事項に「町の林業振興及びエネルギー政策の推進への貢献度」、「森林の現況把握」を追加

⇒「森林の現況把握」については、第1回の企画提案時に、現地調査を行った事業者と現地調査を行わずに提案してきた事業者で見積額に大きな乖離が生じ、審査が困難となつたため、第2回から審査項目に位置づけ

③ 町の林業振興及びエネルギー政策の推進への貢献度	森林環境教育等への協力の可否	5点	可 5点	不可 0点
	町の地域冷暖房システムへの木質資源の供給量 ※スギ人工林の搬出間伐におけるヘクタールあたりの材積量(m³)	10点	41 m³/ha以上 10点	21~40 m³/ha 6点
⑥ 森林の現況の把握	5点	標準地調査実施 5点	現地案内参加 3点	無 0点

### □ 各項目の配点の調整 | 愛知県岡崎市

「事務の手引」の項目を採用しつつも、所有者への還元額の配点を減じ、技術提案に重み付け

⇒経営管理の実施体制については、現在の体制のみならず、これまでの実績を別個で評価するとともに、地域への貢献度も事務所の所在と雇用創出をそれぞれ評価  
※あくまで実績や雇用を重視

審査事項	審査基準点				
①森林所有者に支払う金額	極めて優れている 15点	優れている 12点	普通 9点	やや劣っている 6点	劣っている 3点
⑥技術的な提案 (間伐後の林況に配慮した施業方法)	極めて優れている 30点	優れている 24点	普通 18点	やや劣っている 12点	劣っている 6点

## 4. よくある問い合わせ②(評価～配分計画策定)

- 存続期間や経営管理の内容について、留意すべきところはありますか。

### → <全般的な事項>

配分計画は、集積計画に定めた範囲内でしか作れない点に留意してください。

集積計画に記載のない経営管理の内容や、集積計画の存続期間を超える内容の配分計画は策定することができません。

### <存続期間>

配分計画策定期度、林業経営者は森林経営計画を作成することになります。その際、配分計画の存続期間が、森林経営計画の計画期間(5か年)を超える期間としておく必要があります。5か年を超えていない場合は、森林経営計画の認定を受けられません\*ので留意してください(認定までの事務を踏まえるならば、6か年とか、余裕をもった期間設定が肝要です。)

\*森林経営計画制度運営要領(H24.3.26付23林整計第230号林野庁長官通知)

また、経営管理実施権の終期までに、法第39条に基づき林業経営者から最後の報告を受けることになりますので、その報告内容を確認することや森林所有者とのやりとりなどの事務を考えると、経営管理実施権の存続期間が満了した後も、一定期間は市町村が経営管理権を有していることが望ましいと考えられます(つまり、経営管理実施権の終期と経営管理権の終期が同日ということは避けるべきだと思います)。

# 【事例⑤】配分計画策定時の工夫

## □ 期間の設定 | 愛知県岡崎市

再委託を想定し、柔軟な企画提案や事業実行が可能となるよう、林業事業体の意見等も踏まえ、存続期間を15年に設定

経営管理権集積計画										
登録番号	登録年月日	経営管理権の設定を受けける用件			所有者			所在地		
		登録番号(登記用)	登記年月日(登記用)	登記用地名	登記用所有者(登記用)	登記用所有者住所(登記用)	登記用所有者名称(登記用)	登記用所有者住所(登記用)	登記用所有者名称(登記用)	登記用所有者住所(登記用)
二つ目賀賀町林業権(A)										
1番地	平成30年3月1日	1番地 20ha	平成30年3月1日	20ha	林業権	所有者	所有者	所有者	所有者	所有者
2番地	平成30年3月1日	10番地 20ha	平成30年3月1日	20ha	林業権	所有者	所有者	所有者	所有者	所有者
3番地	平成30年3月1日	1番地 20ha	平成30年3月1日	20ha	林業権	所有者	所有者	所有者	所有者	所有者
4番地	平成30年3月1日	1番地 20ha	平成30年3月1日	20ha	林業権	所有者	所有者	所有者	所有者	所有者
5番地	平成30年3月1日	1番地 20ha	平成30年3月1日	20ha	林業権	所有者	所有者	所有者	所有者	所有者
6番地	平成30年3月1日	1番地 20ha	平成30年3月1日	20ha	林業権	所有者	所有者	所有者	所有者	所有者
7番地	平成30年3月1日	1番地 20ha	平成30年3月1日	20ha	林業権	所有者	所有者	所有者	所有者	所有者
8番地	平成30年3月1日	1番地 20ha	平成30年3月1日	20ha	林業権	所有者	所有者	所有者	所有者	所有者
9番地	平成30年3月1日	30番地 20ha	平成30年3月1日	20ha	林業権	所有者	所有者	所有者	所有者	所有者
10番地	平成30年3月1日	30番地 20ha	平成30年3月1日	20ha	林業権	所有者	所有者	所有者	所有者	所有者
経営管理権の存続期間(終期)(B)										
公告した日 15年 (2036.3.31)										

## □ 「経営に適さない」の判断 | 埼玉県秩父市

全ての集積計画で一旦企画提案を求め、提案がないことをもって「林業経営に適さない」と判断



12

## 4. よくある問い合わせ④(公表、公告・縦覧する事項)

- 審査結果はどこまで公表する必要がありますか。

→ 法令上、「結果を公表」とされているものの、公表の具体的な範囲については明記されていません。選定の過程の透明性を証するものとして、**評価結果(事業者の選定理由、提案者それぞれの評価理由や評価点など)**を公表することが望ましいと考えます。

- 配分計画を公告する際、何を公告・縦覧しなければなりませんか。

→ 配分計画本文を公告・縦覧するとともに、権利が設定されている箇所が明示された**図面を公表・縦覧してください**(集積計画も同様です)。

なお、施行規則第34条に基づき、市町村の広報やインターネットの利用などを進めてください。当該権利が設定されていることが**広く周知されることで、予期せぬトラブルを防ぐ**ことができます(経営管理実施権は登記されるような権利ではありませんので、登記簿を確認しても権利設定の有無がわかりません。インターネットで広く周知することが重要です)。

そのほか、配分計画に添付される企画提案書・見積書については、今後の配分計画策定に向けた参考資料、あるいは競争性確保のため、市町村における情報の取扱いを踏まえ、ご判断ください。

13

# 【事例⑥】審査結果の公表

## □ 評価結果の公表:山形県山形市

<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/jigyosya/nougyo/1006768/1006771/1004718.html>

- 企画提案のスケジュールや提案書の様式、記載例等をHPに掲載
- また、現地説明会の配付資料も掲載し、現地調査結果や所有者の意向も確認できるように配慮
- 民間事業者の選定にあたっては、選考結果とともに「審査の採点表」も公表し、選定の過程の透明性を確保

The screenshot shows the Yamagata City website with a search bar and navigation menu. The main content area displays the bidding results for forest management implementation rights. It includes sections for the schedule, application forms, bid evaluation criteria, and the winning bidder.

**スケジュール**

- 令和3年6月1日（火曜） 募集開始・企画提案書受付開始
- 令和3年6月15日（火曜） 現場説明会開催
- 令和3年6月25日（金曜） 質問受付期間終了
- 令和3年7月15日（木曜） 企画提案書受付締切
- 令和3年7月下旬 審査
- 令和3年8月上旬 選定
- 令和3年9月頃 経営管理

**応募に関するご確認いただきたいこと**

(1) 現場説明会の配布資料について

6月15日（火曜）に現場説明会を行いました。説明会の中で、参加事業者からいただいた質問に対する回答をとりまとめましたので、下記の「質問回答書（1）」をご覧ください。

(2) 応募に関する質問

また、配布資料については、  
■ 標準地図調査結果 (PDF 2.2 MB)  
■ 森林所有者の施業内容に關する質問 (PDF 1.1 MB)

(3) 応募に関する質問

質問は、質問回答書（様式第2号）に記載されています。  
締め切り後、とりまとめの上、  
選定結果について、森林經營管理法施行規則第33条第3項の規定により下記のとおり公表します。

**選定結果**

企画提案事業者数 4事業者

**最優秀提案者**

企画提案事業者名	山形地方森林組合
得点	94点 (100点満点)

◎ 審査採点表 (PDF 75.7 KB) □

14

## 5. 報告徴収(監督業務)

事務の手引4-8

### ●森林経営管理法

第39条 市町村は、林業経営者に対し、当該経営管理実施権の設定を受けた森林についての経営管理の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

### ●経営管理実施権配分計画 2共通事項(記載例)

#### (2)善管注意義務

① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意義務をもって甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

#### (3)監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について**報告を年1回徴収することで**、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

#### (4)報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

### ●経営管理権集積計画 2共通事項(記載例)

#### (2)受託者の義務

② 経営管理実施権配分計画が定められた場合は、(中略)。また、乙はこの経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された**報告徴収の権限の範囲内**において、経営管理実施権者に対して**監督責任のみ負う**。

- 経営管理(伐採、造林及び保育)の実施状況や販売収益から留保している再造林・保育に要する経費の状況、林業経営者の経営状況等について報告を受け、当該経営管理実施権が円満に履行されているか監督するようにしてください。
- また、記載例のように年1回に限ることなく、伐採、造林及び保育の1事業区ごとに報告を受け、進捗を管理することも検討してください。

15

# 6. 会計処理に関する指導

事務の手引 6

## ●森林経営管理法

第38条 林業経営者は、販売収益について伐採後の植栽及び保育に要すると見込まれる額を適切に留保し、これらに要する経費に充てることにより、計画的かつ確実な伐採後の植栽及び保育を実施しなければならない。

## ●経営管理実施権配分計画 2共通事項(記載例)

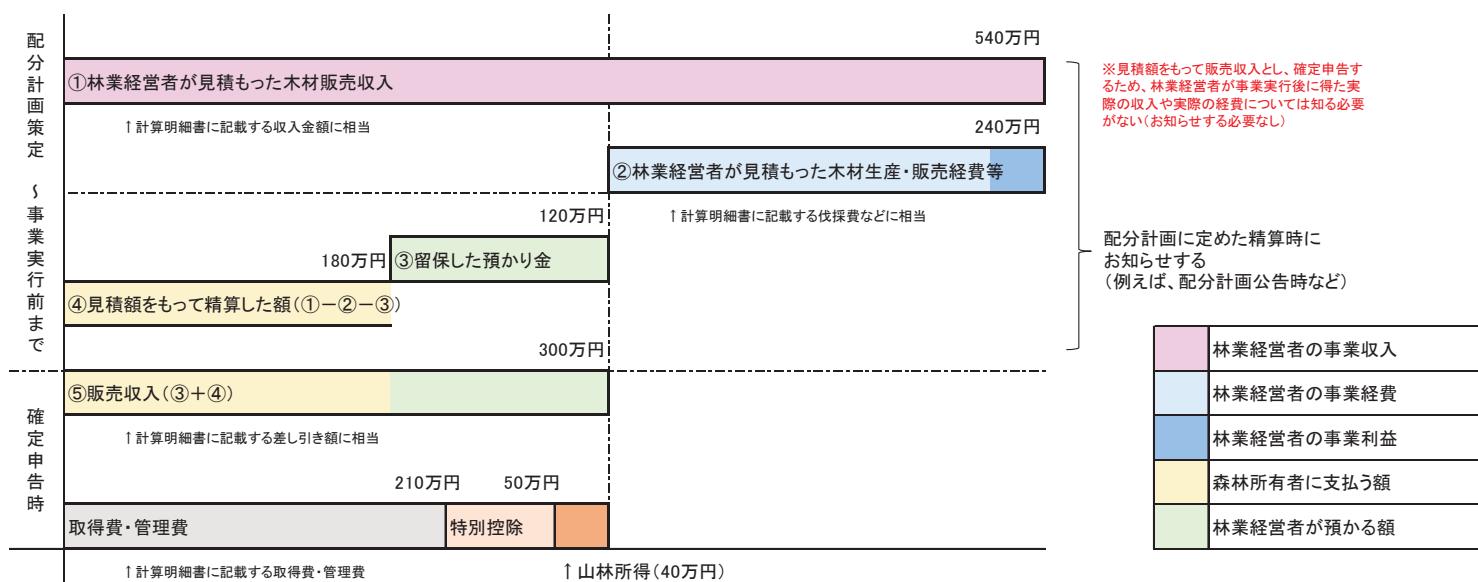
### (8)甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- 木材が販売された場合、森林所有者は山林所得として確定申告することとなります。このため、森林所有者は、木材(立木)の販売収入や経費等を把握する必要があります。  
(山林所得=木材の販売収益-必要経費(伐採費等)-特別控除額)
- 特に、主伐するに当たって、**林業経営者が留保した預かり金は、必要経費に含まれない**点について、森林所有者に十分に周知するよう林業経営者に指導しましょう。金銭のフローとしては森林所有者に渡りませんが、森林所有者の山林所得の一部をなしているものであるため、**預り金の金額を森林所有者にお知らせください**。
- 林業経営者が木材を販売した場合、販売収益や伐採・販売経費等について、森林所有者に明細書を通知する必要がありますが、配分計画策定時に提示した**見積金額であらかじめ精算している場合**にあっては、**実際の木材の販売収入や経費等に係る明細書を通知する必要はありません**(森林所有者の山林所得は見積金額で精算し、確定しているため、その後を把握する必要がありません)。

16

# 7. 山林所得の計算方法(見積額で精算した場合)

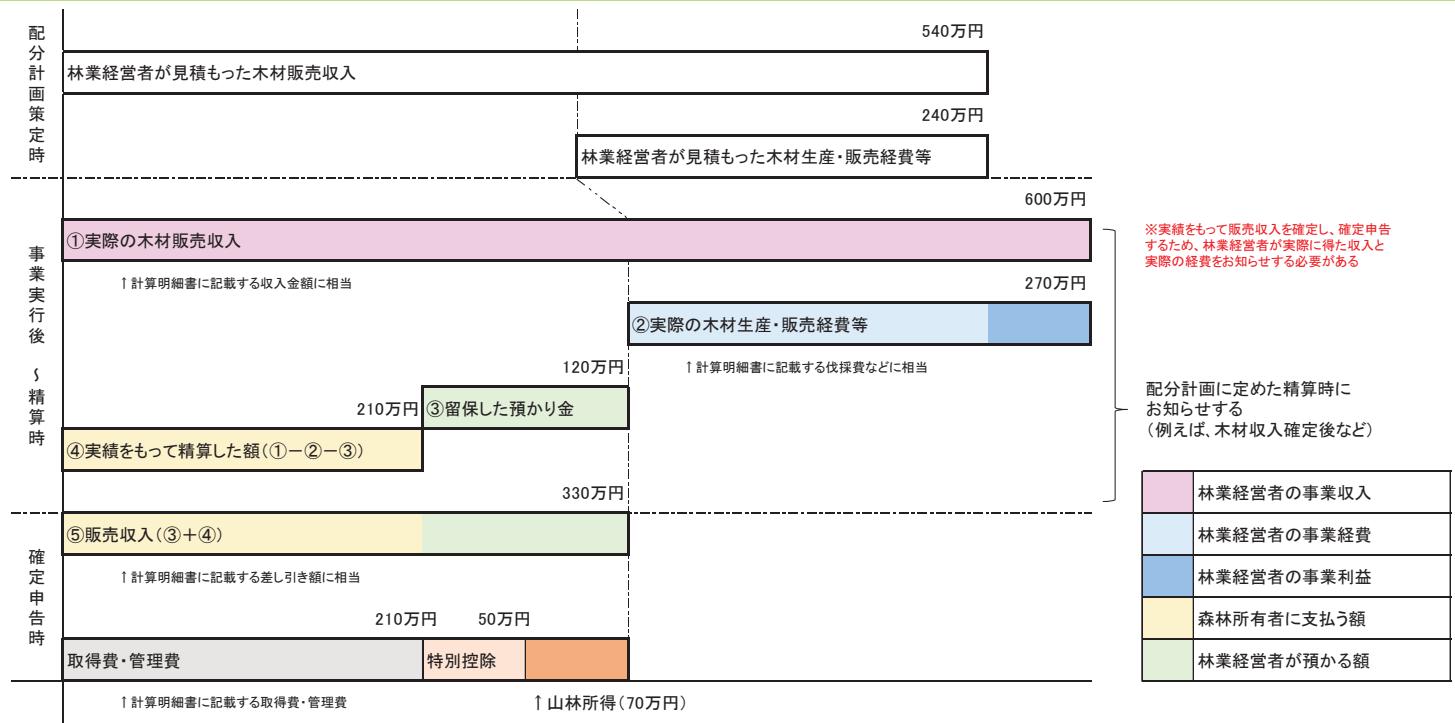


## 【見積額で実施する場合の注意事項】

- 実際にかかった経費と見積額に大きな乖離が生じ、事業者負担が大きくなるといったことがないよう企画提案の際には事前に現地調査を実施するなど、より正確性の高い企画提案となるよう留意(必要に応じて、市町村から説明)

17

## 7. 山林所得の計算方法(実績額で精算する場合)



### 【実費で実施する場合の注意事項】

- 「実際にかかった経費が掛かり増しになった場合であっても所有者負担は求めない」など、実際にかかった経費と見積額に差が生じた場合の所有者還元への考え方などを事前に整理しておくこと